

一級河川庄内川水系新川改修工事（下萱津地区）に関する事業認定理由

平成 16 年 1 月 29 日に愛知県より申請のあった一級河川庄内川水系新川改修工事（下萱津地区）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第 2 号に掲げる河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用される河川に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、愛知県名古屋市港区藤前二丁目地先から、同市西区山田町大字大野木地先までの延長 21.8 k m の区間（以下「本件区間」という。）における一級河川庄内川水系新川（以下「新川」という。）の改修工事に係る事業であり、愛知県が施行するものである。

新川は、河川法第 4 条第 1 項の規定により指定された一級河川であり、また、本件区間は、同法第 9 条第 2 項の指定区間に該当することから、愛知県が管理を行うものである。よって、起業者である愛知県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

（1） 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、平成 12 年 9 月 11 日から 12 日にかけて、台風 14 号の影響を受けた秋雨前線がもたらした豪雨（以下「東海豪雨」という。）による洪水により、愛知県名古屋市西区地内の新川左岸堤防が破堤し、甚大な被害が発生したことを受け、再度の浸水被害を防止することを目的に、平成 12 年発生河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）として実施される遊水地整備、河床掘削等の工事に係る事業である。

新川は、中部圏の中心都市である名古屋市を含む、8 市 11 町を流域とし、その流域人口は約 87 万人を擁する都市河川である。近年では、流域における人口や資産の集中が進む中、本川の治水整備の持つ必要性や緊急性は、非常に大きいものであるところ、本川流域における水系一環した改修計画は、昭和 52 年 3 月 31 日付けで建設大臣に（変更）認可された庄内川改良工事全体計画であり、本計画では、年超過確率を

1／100 とするように定められ、順次整備が進められていた。ところが本川流域では、平成 12 年 9 月の東海豪雨がもたらした洪水により、名古屋市西区地内の本川左岸堤防が約 100 m に渡って破堤し、一部では 2 m を超える浸水深に達したほか、内水域では降雨が排水ポンプの能力を上回り、さらに、本川の破堤を防ぐために、一部ポンプの運転調整を実施したことから、右岸でも深刻な内水氾濫が発生した。この東海豪雨による本川流域での浸水被害は、床上浸水戸数約 11,900 戸、避難を強いられた住民約 29,000 人、想定被害額約 6,700 億円と甚大なものとなり、伊勢湾台風以来の大水害となった。本水害を受け、学識経験者等で組織された「愛知県河川堤防緊急強化検討会」では、本川の堤防が破堤に至った要因として、計画高水位を超える河川水が長時間にわたり外力として作用したこと等が挙げられる、と結論づけた。

本件事業においては、上記検討会の判断を踏まえた上で、出来るだけ早期に再度災害の防止を図るべく、東海豪雨時と同程度の洪水を安全に流下させるために、破堤地点付近の計画高水流量を $710\text{m}^3/\text{秒}$ と定め、その達成のため、 $60\text{m}^3/\text{秒}$ の貯留能力を持つ新川治水緑地の整備のほか、本川河道の河床掘削及び局所的な狭窄部の解消等の工事計画を激特事業として策定し、建設省（当時）河川局長より補助事業としての採択を受けた上で、緊急的に工事を行うものである。

本件事業の完成により、本川の流下能力が増加し、洪水流量の調節が可能となり、さらに別途、国土交通大臣が施行している庄内川洗堰の嵩上げによる、庄内川からの流入量低減により、東海豪雨と同様な降雨があった場合でも、破堤地点付近の水位を約 100 cm 低下させる効果、及び、計画高水位付近の水位が継続する時間を短縮する効果が得られることから、破堤防止につながるものである。また、排水ポンプの増強対策及び本川河道の流下能力の向上により、より多くの内水域の雨水が排水可能となることから、内水による浸水被害の軽減も図られる。

したがって、本件事業の施行により、洪水時における災害を防止し、新川流域の住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られるなどの公共の利益がもたらされることが認められる。

（２） 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、河川区域内における河床掘削等の工事であるため、周辺の住環境や土地利用に与える影響など、社会的な影響は、ほとんどないと見込まれる。一方、自然環境に与える影響としては、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び愛知県環境影響評価条例（平成 10 年条例第 47 号）の対象事業に該当しないことから、環境影響評価は実施されていないものの、新川河口部に存する藤前干潟は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）により、「国際的に重要な湿地」として登録されており、渡り鳥の中継地として国際的に重要な役割を担っていることから、本件事業の施行による影響について検討する必要がある。

る。

この点について、起業者は、藤前干潟の環境保全に最大限配慮した改修工事を行うこととしており、具体的には、河床掘削について、汚濁防止膜の敷設により、濁水の流出を低減させる工法を採用している。また、鳥類や河川工学等に関する専門家より構成される「庄内川・新川河口干潟調査会」を設置しており、当該委員会から施工方法等の助言を得ながら事業を進めている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

(3) 代替案の検討について

本件区間における河川改修の手法としては、遊水地の整備及び河床掘削による本件事業（取得が必要な用地面積約 2.4 ヘクタール、支障家屋約 30 戸、事業費約 290 億円）の手法のほか、河道の流下能力を増強するために、河床掘削と併せて引き堤を実施する案（引き堤案）が考えられる。

しかし、引き堤案については、取得が必要な用地面積は約 9.2 ヘクタール、支障家屋は約 190 戸にも及ぶなど、地域社会への影響が非常に大きく、また、引き堤に伴い、東海道新幹線や国道を含む、鉄道や道路に架設された多くの橋梁の改築が必要となり、大規模な通行規制、仮設橋の設置、橋梁の前後区間の取り付け工事等が必要となることから、施工性に問題がある。さらに、事業費は約 1,100 億円を要するため、経済性も著しく劣る。

したがって、本件区間における河川改修の手法については、事業に要する用地面積、支障家屋数、事業の施工性及び経済性からみて、本件事業の手法が合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1) で述べた得られる公共の利益と (2) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の手法は他の代替案と比較して合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、東海豪雨の被害を受け、再度災害を防止するための河川改良事業を緊

急に実施する激特事業として、平成 12 年 11 月に採択されたものであり、河川災害から多くの人命、財産を守るために必要不可欠な事業である。そのため、本件事業が完成しないと、東海豪雨と同程度の降雨があった場合には、同様の被害が再発する危険がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業にかかる起業地の範囲は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等の規格に基づき行われる河道掘削等の工事に必要な範囲で計画されているものと認められる。

また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。